

(表)

南幌町公営住宅入居請書

私は、南幌町公営住宅に入居するに当たり、南幌町公営住宅条例その他の法令を遵守し、私の責めにより南幌町に損害が生じたときは賠償の責めを負います。

年 月 日

入居者 本籍地  
 現在地  
 氏名 印  
 年 月 日生

緊急時の連絡先 本籍地  
 現在地  
 氏名 印  
 電話番号  
 (入居者との関係： )  
 年 月 日生

緊急時の連絡先 本籍地  
 現在地  
 氏名 印  
 電話番号  
 (入居者との関係： )  
 年 月 日生

南幌町長 様

- 注1 太枠の部分に記入してください。  
 2 町長が必要と認める書類を添付してください。  
 3 裏面の守っていただく事項等をご確認ください。  
 <処理欄>

入居年月日	年 月 日	備考	
敷金納入年月日	年 月 日		

受付印

《守っていただく事項等》

- ・ 公営住宅にはじめに同居した方以外の親族の方を同居者としようとするときは、あらかじめ承認が必要となります。
- ・ 入居者は、毎年、町長に前年の収入を申告していただきます。申告を怠ったり、収入の報告を拒否したときは、近傍同種の住宅の家賃がかかります。
- ・ 月々の家賃は、収入に応じ毎年度変わります。この家賃は、当月分をその月の25日までに納めなければなりません。
- ・ 月々の家賃は、災害にあったとき、病気にかかったとき、収入が減ったときなどに、減額免除又は徴収の猶予をすることができます。この場合は、申請が必要です。
- ・ 公営住宅の修繕にかかる費用は軽微な修繕などを除いて南幌町が行いますが、入居している方の責めにより修繕が必要となった場合は、入居している方の負担になります。
- ・ 公営住宅の使用に当たっては、必要な注意を払い、住宅を正常な状態において維持してください。その他、周辺の環境を乱したり、周りの入居者に迷惑をかけるようなことをしてはいけません。
- ・ 公営住宅は、転貸してはいけません。また、住居以外の用途に使用したり、模様替や増築をしようとするときは、あらかじめ町長の承認が必要です。
- ・ 公営住宅は、住宅を壊すときや建て替えるときなどに、法令に従って住宅の明渡しを求めることがあります。この場合は、申し出があれば他の公営住宅や建て替えた住宅に入居することがあります。
- ・ 家賃を3月以上滞納したとき、公営住宅などを故意に壊す行為をしたとき等には、公営住宅を直ちに退去するように請求することができます。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明した場合には、勧告を行い、勧告に従わない場合には公営住宅を直ちに退去するよう請求することがあります。
- ・ 公営住宅では、町長が必要と認めるときや、公営住宅の明渡しをしようとするときに、職員や管理人などが住宅の検査をすることがあります。この場合は、検査にご協力ください。
- ・ このほか、南幌町公営住宅管理条例その他の法令を守り、良好な住生活を維持するよう努めてください。